

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した疾病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、平成〇年〇月〇日に〇会社に採用され、同日、〇事業所に配属となり、調理員として調理補助、食材の下処理、皿洗い、盛り付け等の業務に従事した。

今回の労災請求にあたり、請求人は、要旨、次のとおり申し述べている。

働き始めた直後から先輩より、毎日のように暴言を言われ続け精神的にきつくなった。

同月〇日には、朝起きて何もする気がしない、人に会うのが嫌、外に出るのが嫌になり外部との接触を避けたいと思うようになり、気分が沈み食欲不振になった。翌日には、眠っても2時間くらいで目が覚めたり、全く眠ることができないという状況になった。

同月〇日、〇クリニックに受診し、数日休むように主治医から言われ同月〇日まで仕事を休んだ。その後、仕事に復帰したが、何もしたくない、外に出たくない、人に会いたくないと思う気持ちは続いていた。また、当日仕事に復帰した際、勤務表に実際に就労した時間を記入し帰宅したところ、翌日、上司・先輩から無理やり書き直させられ、精神的にきつくなった。そのような状況で同月〇日まで就労し、勤務終了後、上司に体調不良を申し出て、翌日は欠勤した。

同月〇日、気分的にすぐれず精神的に追い詰められた状況に陥り〇病院を受診した結果、「適応障害」と診断された。

請求人は、その発病原因が業務にあるとして監督署長に対して療養補償給付の請求を行ったところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務がその発病に当たって相対的に有力な原因となったものとは認められないとしてこれを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

勤務先のチーフ及び他の従業員より、「やる気がないなら辞めろ」、「性根が腐っている」、「何でも会社はこんな人を採ったんだ」などと毎日のように言われ続けた結果、うつ病になった。よって、業務によるいじめが原因で発病したものであり、監督署長の不支給決定処分は誤りである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

(1) 発症時期

請求人はICD-10診断ガイドラインに示されている「F43.22 混合性不安抑うつ反応」を平成〇年〇月〇日に発症したと認められる。

(2) 業務による心理的負荷の評価

発病前おおむね6か月間における業務による出来事として、請求人は採用後2日目に先輩からデッキブラシの柄の部分で腰の辺りを叩かれたと主張しているが、複数の事業場関係者は聴取においてその事実を否定しており、事実確認はできない。また、先輩から入社するたび「どんくさい、やる気がないなら辞めろ、仕事が増えて困る、性根が腐るとる」と毎日のように言われたと主張している。複数の事業場関係者聴取からは、作業内容について同僚が注意した事実は認められるが、請求人が主張するような人格を否定する言葉を発言した事実は認められない。

よって、職場における心理的負荷評価表に定める出来事の類型としては、「同僚とのトラブルがあった」に該当し、その平均的な心理的負荷の強度は「I」である。

なお、請求人は平成〇年〇月〇日に勤務表の記入方法について先輩から書き直しを命じられたこと、同年〇月〇日に上司から退職を勧められたとも主張しているが、これは平成〇年〇月〇日以降の出来事であるため、心理的負荷の評価の対象としない。

同僚とのトラブルは、入社間もない請求人に対し、業務の指導のために注意したものであり、その内容や程度が業務指導の範囲を逸脱するいじめやパワーハラスメントの事実は確認することができず、心理的負荷を修正する要素は認められない。

出来事後の状況が持続する程度について検討すると、入社後3日目での発病であり、相当程度過重であったと評価することはできない。

したがって、業務による心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断した。

(3) 業務以外の心理的負荷の評価及び個体側要因の評価

職場以外の出来事は、引越した事実が認められ、これは「引越した」に該当しその心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。しかし、独身の請求人が友人のアパートと一緒に住むものであったため、心理的負荷は軽度と判断されるので、「Ⅰ」に修正する。また、個体側要因については、「顕著な問題がある」とまで評価することはできない。

(4) 結論

以上のとおり、業務による心理的負荷の総合評価は「弱」であることから、請求人に発病した精神障害は、業務がその発病に当たって、相対的に有力な原因となったものとは認められない。

4 審査官の判断

(1) 発症時期

請求人はICD-10診断ガイドラインに示されている「F43.22 混合性不安抑うつ反応」を平成〇年〇月〇日に発症したと認められる。

(2) 業務による心理的負荷の評価

採用から発病日までの請求人の出勤状況等は、採用1日目、2日目とも実働8時間勤務で時間外労働はなく、採用3日目は公休日となっており就労の事実はない。

精神障害の発病日は平成〇年〇月〇日であり、請求人が当該事業所で労働に従事したのは同月〇日、〇日の2日間のみで、請求人の申し立てによれば、精神障害の発病に関与したと推定される業務による心理的負荷としての出来事としては、働き始めた2日目に、先輩から「どんくさい」、「やる気がないなら辞めろ」、「仕事が増えて困る」、「性根が腐るとる」と言われ続けたことと、野菜の下処理作業中に、姿勢が悪いと先輩からデッキブラシの柄の部分で腰の辺りを叩かれ、「性根が腐るとる」、「やる気がないなら辞めろ」と言われたということと考えられる。

請求人は、これらの出来事に対し強い精神的負荷を感じたと主張しているが、当該事業所関係者からの聴取内容を総合的に判断するに、請求人に対して注意・指導した事実はあったものと認められるものの、請求人の人格を否定する言葉を発した事実、又、請求人をデッキブラシの柄の部分で腰の辺りを叩いたという客観的な事実は確認出来ない。また、「協議報告書」によれば、請求人にとっては「業務上の指導を誤解して、非難されたと受け取り、自分が職場に受け入れられていないと感じ」ストレスとなったとされている。

これらの出来事を「職場における心理的負荷評価表」に定める類型に当てはめると「同僚とのトラブルがあった」に該当し、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅰ」に該当する。

「心理的負荷の強度を修正する視点」から検討すると、同僚とのトラブルの内容は、同僚が入社間のない請求人に対し、業務の指導のために注意した以上のいじめやパワーハラスメントがあったとの客観的な事実を確認することは出来ず、心理的負荷の強度を修正する要素は認められない。また、「出来事後の状況が持続する程度の心理的負荷」については、入社後3日目の発病であり、対人関係のトラブルが持続している程度としては軽度であり、心理的負荷が相当程度過重であったと評価することは出来ない。

よって、業務による心理的負荷の総合評価を「弱」とした監督署長の評価は妥当である。

なお、同月〇日以降の出勤後の出来事については、既に精神障害を発病後のことであり、発病に係わる業務による心理的負荷として評価することはできない。

(3) 精神障害の発病前おおむね6か月の間の業務以外の心理的負荷に該当する出来事

請求人の申立ての内容から、同年〇月〇日に引越した事実が認められる。

この出来事は、「職場以外の心理的負荷評価表」に定める類型に当てはめると「引越した」に該当するもので、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」であるが、請求人は独身で、友人のアパートと一緒に住むものであったため、心理的負荷は軽度と判断されるので、強度を「Ⅰ」とする。

(4) 個体側要因の評価について

当該事業所に就職する以前の職場においても、今回同様の精神障害を発病し受診している事実が認められ、適応障害を発病しやすい素因があり、性格的に他罪的で社会的未熟性があったと認められるが、「顕著な問題がある」とまでは評価できない。

- (5) 以上のとおり、請求人に発病した精神障害は、平成〇年〇月〇日に「混合性不安抑うつ反応」を発病したもので、業務による心理的負荷の総合評価は「弱」と認められる。
- 従って、請求人に発病した精神障害は、業務が相対的に有力な原因となって発病したものとは認められないため、労働基準法施行規則別表第1の2第9号に該当する疾病とは認められず、監督署長が請求人に対しなした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消す理由はない。